

令和4年3月10日

事業主・健康保険委員 様

東京都家具健康保険組合
理事長 山口 貞雄
(公印省略)

令和4年度収入支出予算と事業計画について

平素より当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、去る2月21日に開催されました第137回組合会において決定されましたので、取り急ぎ、要件のみご連絡いたします。

令和4年度予算における基礎数値ですが、平均被保険者数は、コロナ禍にあっても比較的堅調に推移していることから、過去3年間の前月比平均を乗じて算出しました。

また、報酬関係は、新型コロナウイルスによる影響が顕著に現れている令和2年度及び令和3年度は除外し、標準報酬月額は、令和元年度を基準とした平成29年度から令和元年度の3年間の前月平均比率を使用し、賞与については、3年間の支給総額の平均により見込みました。

これにより、保険料収入は135億7千2百万円となり、前年度当初予算比5.5%（7億5百万円）の増加、変更後予算比では0.2%の減少となる見込みです。

一方、支出予算の5割程を占める保険給付費は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度の実績額を除外し、令和元年度及び令和3年度の各々の前年度比率を使用し、また、令和4年度においては医療費改定が行われることから、その改定率も反映して算出した結果、前年度当初予算比10.4%（6億8千7百万円）増、変更後予算比5.0%増の72億9千7百万円と見込んでいます。

また、支出予算の4割程を占める高齢者医療費に係る納付金・支援金等は、後期高齢者支援金が前年度予算比1.7%（5千万円）の増となったものの、前期高齢者納付金が令和2年度の精算分を含め前年度予算比9.4%（▲2億4千3百万円）の減と見込まれることから、納付金等の総額は前年度予算比3.5%（▲1億9千3百万円）減の53億2百万円と見込んでいます。

加入者の健康管理事業に係る保健事業費は、令和3年度を以って保険者機能強化のための基盤整備に係る補助金事業が終了したことから、前年度予算比26.0%（▲3億1千7百万円）減の9億1百万円を措置しています。

これらの結果、一般勘定の収入総額（繰越金を除く）は140億1千1百万円、支出総額（予備費を除く）は140億8千2百万円となり、7千1百万円の収入不足が生じることとなりました。この不足分については、令和3年度の収支残の見込み額から予備費財源を含め2億2千万円を繰越金として組み入れることにより対応し、保険料率は現行の100%を維持することとしています。

これにより、令和4年度の一般勘定の予算総額は、142億3千1百万円となっています。

介護勘定については、介護納付金が前年度予算比 1.9% (3 千万円) 増の 15 億 6 千 1 百万円になると見込まれますが、保険料収入が納付金を上回る見込みであることから、保険料率は現行の 18%を維持することとしています。

また、今回の組合会では、「任意継続被保険者に係る標準報酬月額」及び「組合会議員定数」に係る組合規約の変更について、次のとおり議決されました。

- ・令和 4 年 4 月 1 日以降に任意継続被保険者の資格を取得される方の標準報酬月額は、喪失時の標準報酬月額とし、その上限を 830 千円とします。
- ・令和 4 年 7 月総選挙から議員定数が 30 名から 26 名、理事定数が 14 名から 12 名に改正されます。

当健康保険組合は、加入者の皆さまが健やかな毎日を過ごすことができるよう、別紙の各種事業に取り組んでまいりますので、何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

予算及び事業内容につきましては、3 月下旬発行予定の広報誌「家具けんぽ」に概要を掲載し、加入者の皆さまのご自宅へお送りすることとしておりますが、事業内容を社内イントラ等で活用するため、紙以外での情報を希望される場合は、当組合総務課までご連絡ください。

● 保険給付事業

◎ 付加給付事業

1. 法定給付における自己負担額が更に軽減されるよう、組合独自の保険給付制度である付加給付事業を次のとおり実施する。

- (1) 一部負担還元金
- (2) 家族療養費付加金
- (3) 合算高額療養費付加金

また、請求漏れを防止するため、申請方法はターンアラウンド方式とする。

◎ 保険給付の適正化に関する事業

1. 診療報酬明細書（レセプト）の点検事務の強化

医療給付費は、健康保険組合の支出のうち最も大きな割合を占めるものであり、その増減が組合財政に与える影響は極めて大きいものである。このため、レセプト点検の体制等を強化し、医療給付費の適正化に努める。

なお、点検に当たっては、入院したすべての者及び前期高齢者納付金に影響を与える 65 歳以上の者を重点的に行うなど、より効率的に実施する。

また、疑義が生じた場合は、積極的に再審査請求を行うほか再審査請求で原審どおりとされた事例であっても、なお疑義がある場合は改めて再々審査請求を行うなど医療費削減に努める。

2. 現金給付の適正な処理

現金給付の適正処理を期するため、次の事項を的確に実施する。

- (1) 傷病手当金及び出産手当金の初回請求分等については、出勤簿及び賃金台帳との照合確認を行う。
- (2) 傷病手当金については、各種年金との併給調整を確実にを行うほか、外傷性の傷病の場合は負傷原因の確認を行う。
また、レセプト等関係資料との照合確認及び調査等により適正な支給に努め、令和 4 年 1 月 1 日から施行された傷病手当金の支給期間の通算化に伴う法律改正に対応する。
- (3) 出産育児一時金、家族出産育児一時金については、他の保険者と重複して給付することのないよう確認を行う。
- (4) 柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費については、柔道整復師にかかるときの留意事項などを広報誌等に掲載し、適正な受診について周知を図る。

なお、不適正な療養費を排除するため、負傷部位や長期又は頻度が高い施術の場合など、疑義が生じた場合は、照会及び原因の調査を行う。

3. 業務上の傷病と思われる受診者への負傷原因調査の実施

健康保険では、業務上や通勤途上における傷病は給付の対象外であるため、レセプト点検及び柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費等により、業務上又は通勤途上の傷病と疑

われる場合は、加入者に負傷原因の調査を行う。

4. 第三者行為に対する求償権の行使

交通事故等の第三者行為による傷病に対して健康保険で給付を行ったときは、保険給付の範囲において被害者に代わり当健康保険組合が損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対し求償権を行使する。

また、第三者行為による傷病と疑われる場合は、加入者に照会のうえ「第三者行為による傷病届」の提出を求め、顧問弁護士の意見を確認し確実に求償権を行使する。

5. 医療費通知の実施（データヘルス計画対象事業）

加入者に医療費に対する関心を持ってもらうほか、医療機関等で発行された領収書の内容と突合することにより、診療報酬の不正請求を防止することなどを目的に、医療機関及び整骨院・接骨院で受診した加入者に対し、受診日や療養に要した医療費の総額等を記載した医療費通知を発行する。また、社会保険診療報酬支払基金が行う審査により医療費が減額され、加入者の負担額が1万円以上過払いとなった場合には、該当者にその旨を通知又は掲載する。

なお、当健康保険組合と加入者をつなぐポータルサイト「MY HEALTH WEB」にて、医療費通知と同様の内容（整骨院・接骨院での受診は除く）を閲覧することが可能であることから、今後の加入者への通知方法のあり方について検討を進める。

6. レセプト情報等の活用（データ分析）

レセプト（診療報酬明細書）は、加入者の受診状況、医療機関や医薬品に関する情報を知り得るデータであることから、この情報を分析し、外来における重複・頻回受診者等に対する適正受診の周知及び是正指導等に活用すると共に、効果的な保健指導を実施するため、各種健診結果と突合して活用する。更に、各種事業の効果測定及び効果検証、事業計画策定時の疾病傾向分析、生活習慣病罹患リスク予測等に活用する。

なお、これらの個人情報の活用には、個人情報保護管理規程等に基づき厳格に行うものとする。

7. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進（データヘルス計画対象事業）

後発医薬品の使用促進については、医療費の削減策として有効であることから、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を通知し、後発医薬品の使用を積極的に進める。

また、広報誌への掲載及び後発医薬品希望シールの配付をするなど周知を図る。

なお、「MY HEALTH WEB」にて、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を閲覧することが可能であることから、今後の加入者への通知方法のあり方について検討を進める。

◎ 財源確保に関する事業

1. 適用関係諸届の適正な処理

被保険者資格の取得及び喪失並びに報酬の適正な把握、また被扶養者の認定等は、健康保険組合の運営を行ううえでの基礎となるものであることから、次の事項を的確に実施する。

また、令和4年1月1日から施行された任意継続被保険者からの申出による資格喪失及び令和4年10月1日から施行予定の育児休業期間中の保険料免除要件の見直しに伴う法律改正に対応する。

(1) 新規資格取得者及び定年再雇用による再取得者に対して、正確な資格取得年月日と報酬の確認を行う。

(2) 被扶養者の適正な認定

被扶養者の適正な認定は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護保険納付金の積算基礎となり、組合財政にも影響することから、被扶養者の資格の再確認（検認）を実施する。

また、資格再確認（検認）に併せて、健康保険組合の諸事業を円滑に実施するため、被保険者と住所を異にする被扶養者の住所を把握する。

(3) 算定基礎届の適正な処理

算定基礎届に係る標準報酬月額算定に関しては、賃金台帳又は給与支払明細書等により、届出内容の確認を行う。また、同時に被保険者資格取得届、資格喪失届、月額変更届及び賞与支払届の届出漏れについても確認を行う。

届出方法については、来館による事業所の負担を軽減するため、原則、すべて郵送等とし、電子申請による届出の利用を促進する。なお、届出内容に疑義が生じた場合等については、調査確認のために、来館等による提出の協力を求める。

また、適正に届け出ていただくための参考書「算定基礎届・月額変更届の手引き」を全加入事業所に配付する。

2. 保険料の納期内納付の徹底及び徴収の強化

保険料収入は、健康保険組合の運営の根幹を成しているものであり、納付が遅延し、事業の実施に支障をきたすことのないよう、口座振替の推進に努める。

また、納期を経過したにもかかわらず未納となっている事業所に対しては、速やかに連絡を取るなど積極的な対策を講じ、かつ的確な対応に努める。

なお、滞納事業所に対しては、その額が多額となる前に事業主への来館要請又は事業所を訪問するなどきめ細かく督促を行うほか、必要に応じて滞納処分を行う。

3. 適用事業所の加入勧奨

当健康保険組合の被保険者数の増加を図るため、既に加入している事業所の関連会社等の情報収集を行うなど、加入勧奨に努める。

なお、当健康保険組合への加入に関する照会のあった事業所については、当健康保険組合の事業状況に関する資料を送付するほか、説明を行う。

● 保健事業・福祉事業

保健事業・福祉事業は、健康保険組合の存在意義、存続のための最も重要な事業であり、また、保険者機能を発揮し得る唯一の機能である。そうしたことから、平成27年度よりすべての健康保

険組合にデータヘルス計画の策定が義務付けられている。当組合でも現在、第2期データヘルス計画に基づき保健事業に取り組んできている。今年度は第2期計画（全6年）の5年目の年となることから、積極的な事業展開を図るとともに、事業推進の阻害要因の抽出及び対策の検討を行うほか、次期3期計画に盛り込むべきことなども意識しながら事業を実施する。

（注）データヘルス計画とは、医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づいて、現状を把握し、健康課題を抽出して課題解決に向け、保健事業に関する計画をPDCAサイクルで実施する取組み。

◎特定健診・特定保健指導事業

1. 特定健診及び特定保健指導（データヘルス計画対象事業）

特定健診・特定保健指導は、40歳以上の加入者に対し実施することが法令により義務付けられていることから、40歳以上の加入者に対し、次のとおり実施する。

(1) 特定健診

40歳以上の加入者については、一般健診、生活習慣病健診（被扶養者を含む）及び人間ドックの受診時に特定健診の検査項目を包含して実施する。

(2) 特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群（メタボリックシンドロームに移行する恐れのある者）と判定された者については、特定保健指導を実施する。特定保健指導の実施に当たっては、対象者自らが立案する生活習慣の改善を図るための行動計画及び行動目標の作成を支援するとともに、行動目標を達成できるように健診結果・レセプト情報等から個々人に合った数値の改善及び生活習慣病の予防の取組みを指導・支援する。

また、保健指導の実施方法は、これまでの健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接及び健保会館に招集して行う個別面接に加え、感染症予防対策・遠隔地対策の観点から情報通信技術を活用して行うテレビ電話方式での面接を積極的に活用する。更には、外部指導機関に委託して実施率の向上を図る。

なお、被扶養者の保健指導については、健保連が無償で提供する組合サポート事業を活用する。

◎疾病予防に関する事業

人が生涯にわたり、生活の質の維持と向上を図り、健やかに過ごすためには、健康であることが何よりも大切である。

そのため、加入者に対して健康診断を実施し、今ある身体状況について把握する機会を提供する。また、健康診断の受診率向上のため、未受診被保険者に対しては、その情報を事業主に提供し、事業主等による受診勧奨を推進する。未受診被扶養者に対しては事業主の協力を得て、事業主と健保組合連名による受診案内を行う。

なお、事業全体を通して、健診結果に基づき生活習慣を改善する必要がある者や早期治療を必要とする者などに対して保健指導を実施する。

1. 生活習慣病予防対策（データヘルス計画対象事業）

(1) 健診事業

① 被保険者に対する一般健診

病気の予防には、若年のうちから健康管理に対する意識付けが大切であることから、全被保険者（生活習慣病健診及び人間ドック受診希望者を除く）を対象に、事業所巡回及び集合方式による健診、並びに直接契約及び委託契約健診機関での個別健康診断を実施する。

② 被保険者に対する生活習慣病健診

食生活をはじめとする社会環境の変化と加入者年齢構成の高齢化に伴い、生活習慣病に罹患する人の割合が大きくなっているため、35歳以上の被保険者のうち希望者を対象として生活習慣病健診を実施する。

なお、胃の検査はバリウム検査を基本とし、内視鏡検査を選択した場合は選択料を徴収する。

③ 被扶養者に対する生活習慣病健診

35歳以上の被扶養者のうち希望者を対象として、原則、直接契約及び委託契約健診機関並びに集合方式で生活習慣病健診を実施する。実施に当たっては、案内を対象者へ直接送付するほか、広報誌及びホームページ等で周知する。

なお、胃の検査はバリウム検査を基本とし、内視鏡検査を選択した場合は選択料を徴収する。

(2) 保健指導事業

前記(1)の健診結果に基づき、予防対策が必要な者に対して、生活習慣の改善のための保健指導を実施する。また、治療が必要な者に対して治療勧奨を実施する。

保健指導の方法は、これまでの健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接及び、健保会館に招集して行う個別面接に加え、感染症予防対策・遠隔地対策の観点から情報通信技術を活用して行うテレビ電話方式での面接を積極的に活用する。また、面談が出来ない者に対しては、文書などにより支援をする。

2. 人間ドック補助（データヘルス計画対象事業）

疾病に対する予防意識の高まりにより人間ドックの受診を希望する者が増えていること、また、さらなる健康管理意識の向上が期待できることから、35歳以上の被保険者のうち人間ドック受診希望者を対象に費用の一部を補助する。

3. 歯科健診（データヘルス計画対象事業）

歯の健康は、生活の質・健やかな日常に与える影響が大きく、また医学的知見として全身の身体疾病との関連も明らかになってきていることから、歯科疾患予防のため、歯科健診の受診機会を提供する。

健診の実施については全国1,700の歯科医院をネットワークする事業者に委託して行う。

4. H・ピロリ菌郵送検査（データヘルス計画対象事業）

H・ピロリ菌は、胃がんの原因になることが明らかになっていることから、検査の機会を提供するため、20歳からの5歳刻み年齢の希望する者に対して受診機会を提供する。

5. インフルエンザ予防接種補助（データヘルス計画対象事業）

インフルエンザの予防は、外出からの帰宅時における手洗いとうがいが基本であるが、流行前のワクチン接種が、より効果が大きいのといわれている。

また、予防接種を行うことで、重篤な合併症が避けられ、健康被害を最小限にとどめることができることから、インフルエンザ予防ワクチンの接種を勧奨し、接種に掛かる費用の一部を補助する。

なお、今年度より個人宛領収書の補助金申請はMHWからの申請のみを受付ける。

※MHW（MY HEALTH WEB）とは健保と加入者を結ぶポータルサイトの名称

6. 糖尿病重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

糖尿病は、その罹患の有無や病状によって医療費に大きな差が生じ、特に入院治療を必要とする状況となった際には、医療費は高額となる。罹患者本人にとっての身体的負担の軽減、医療費適正化の観点および糖尿病重症化予防は必要不可欠な対策であることから、糖尿病領域（健診結果HbA1c 6.5以上）にあるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

7. 高血圧重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

当健康保険組合は、高血圧に起因する脳血管疾患・心疾患の入院医療費が他の健保連加入の全健保組合と比較して高額であり、健康スコアリングレポートにおいても3年連続して高血圧のリスク保有者率が高いことを指摘されているため、高血圧においても重症化予防の取組みが重要となっている。

このため、脳血管疾患・心疾患のリスクが高い高血圧（収縮期血圧が160mmHg以上または拡張期血圧が100mmHg以上）であるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

8. メタボリックシンドローム予備群（40歳未満）対策事業

当健康保険組合は、40歳になる前に肥満になり、特定健康診査の対象年齢（40歳）到達時に既にメタボリックシンドロームとなっている者が多数存在しており、それが特定保健指導の対象者を増加させ、実施率向上の阻害要因となっている。

そこで40歳未満の者で、体格指数（BMI）が25を超えている者を対象に、現在の肥満状況とすぐに取り組みできる生活改善内容を通知し、あわせて食事改善アプリ等について案内を行う。

また、対象者の肥満改善の意思、生活環境についてのアンケート調査を実施し、今後の予防対策の案を検討する。

9. 心の健康対策（メンタルヘルスケア）（データヘルス計画対象事業）

景気の動向や社会情勢を背景に、仕事や職場環境、職業生活に関する強い不安や悩み、また家庭での出来事によりストレスを感じている人が多くなってきている。

ストレス等精神的なことに起因する病気を予防する方法の一つとして、専門的な知識を有する者に相談することが挙げられる。いつでも電話相談やウェブ相談、また面接相談ができるようにするため、専門機関に委託し、相談体制を整える。

また専門機関は、事業主等の管理者側からの相談窓口としても活用できるようにする。

10. 疾病予防教室（データヘルス計画対象事業）

健康及び疾病予防に関するテーマを設定した健康セミナーを、年2回、直営保養所「みやぎの」において、保健指導員と現地スタッフとの共同企画として開催予定とする。

11. 健康教育DVD教材貸出し事業

運動、喫煙、歯科、高血圧、糖尿病、熱中症などの健康教育教材（DVD動画）について事業所で行う研修会、勉強会などに貸出しを行い、健康づくりに関連する知識の向上を図る。

12. 保健指導予約のオンライン化

保健指導にかかる面接のスケジュールリング全般について、事業所担当者と保健指導員の相互伝達をオンライン上で行えるようシステム化し、効率化および担当者等の負担軽減を図る。

◎ 健康教育・健康相談に関する事業

1. 健康相談の実施

加入者が、病気、禁煙等の相談ができるよう、当健保会館内に健康相談室を設け、当健康保険組合の嘱託医及び保健指導員が健康相談を実施するとともに、相談内容に応じて医療機関の紹介を行う。相談はオンライン面接でも受付する。

2. 広報誌「家具けんぽ」の発行（データヘルス計画対象事業）

最新の組合情報や各種事業の実施案内及び実績結果等を必要時に事業所経由で加入者に配付する。なお、家族皆さまへの同様の情報周知の徹底を図るため、年1回は自宅へ送付する。

3. 講習会の開催（データヘルス計画対象事業）

健康の保持・増進は、生活習慣に着目した日頃からの運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒などといった健康管理について、一人ひとりが関心を持つことが大切である。そのため、事業所における社員研修時など、事業所からの依頼に応じて「健康に関する内容」の研修を行う。

① 新入社員健康スクールの開催（新型コロナウイルス感染拡大状況等による）

② 職場における健康教育の支援（動画配信）

なお、研修開催に際しては、要望に応じて、血管年齢測定、骨密度測定、内臓脂肪量測定、肺年齢測定、老化測定など各種医療機器も活用し、健康づくり意識の醸成を行う。

4. 健康保険委員会の開催（データヘルス計画対象事業）

健康保険組合の円滑な運営を目的に、各事業所に健康保険委員を委嘱し、委員には組合事業の正しい理解と加入員の皆様の健康保持増進を図るため、被保険者並びに被扶養者に対して健康保険及び保健事業に関する教育・指導・宣伝活動についてのご理解をいただき、事業所及び加入者への周知のご協力をお願いしているところである。

健康保険委員を対象に、組合状況の報告・連絡、事業所内の健康づくりに役立つ情報のご提供の場として、健康保険委員会を開催し、委員の活動に必要な情報や諸資料の配付、健康に関する専門家による講演などを行う。

また、委員会の開催にあたっては、より多くの委員が参加できるようにオンライン参加方式を導入する。未設置の事業所に対して委員の設置を依頼する。

5. ホームページの充実（データヘルス計画対象事業）

当健康保険組合のホームページの内容を健康保険組合の概要や諸手続きの方法等や最新の組合情報及び事業内容等を加入者向けの内容として掲載している。

現在、誰もがスマートフォンやタブレット式端末を持つようになり、インターネットからの情報の取得が手軽にできることから、加入者へ情報を提供する手段としてより一層の充実を図る。

また、健康保険組合の概要や諸手続きの方法等をまとめた「健康保険ガイドブック」を、ホームページに、デジタルブックとして掲載する。

6. 健康企業宣言事業所に対する支援事業（データヘルス計画対象事業）

「健康企業宣言」を行い健康経営に取り組む事業所に対して、健康教室や健康づくりイベントの講演や健康相談・指導を行うとともに、健康情報（チラシやリーフレット等のコンテンツ）を提供し、さらに、当健保会館診療所による禁煙治療プログラムを完了した者に対しては、要した薬剤費総額の9割相当額の補助を行う。（遠隔地等により会館内診療所の診療を受けるのが困難な場合は遠隔診療を行う。）

なお、健康づくりイベントの開催に際しては、血管年齢測定、骨密度測定、内臓脂肪量測定、肺年齢測定、老化測定など各種医療機器も活用し、健康づくり意識の醸成を行う。

7. 健康経営通信等の送付（健康経営の推進）（データヘルス計画対象事業）

経済産業省が推奨する、企業による従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費削減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとして重要と言われている。

そこで、企業ごとに現状を把握していただき、健康経営を目指す企業の一助となるよう、当健康保険組合が所有する各種データ（医療費及び健診結果等）を活用し、事業所ごとの健康経営通信を作成のうえ送付する。

また、レセプト情報、特定健診等情報データベース（NDB）をもとに作成される、事業所別「健康スコアリングレポート」（加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、事業所毎に全国平均や組合平均と比較してその事業所の立ち位置を見える化したもの）については、事業所と共有し、コラボヘルスを推進する。

◎ 健康づくりに関する事業

当健康保険組合が保有する保養施設及び安価な利用が可能となる全国展開のスポーツジムの活用促進等により、加入者の健康の保持・増進を図るための事業を実施する。

1. 直営保養所の運営（データヘルス計画対象事業）

神奈川県箱根町に所有する直営保養所「みやぎの」の運営は、コロナ感染症に対する宿泊に係るガイドライン等に基づいた感染予防対策を徹底し、安心して利用していただけるように努める。

また、送迎バスの運行や季節ごとの催し、また、当健康保険組合の保健指導員と現地スタッフとの共同企画として開催する健康セミナーなど、利用者に好評であることから引き続き実施すると共に、多様化する利用者のニーズに応えられるよう共同運営者（電設工業健康保

険組合)と検討していく。

なお、開設後30年を超え、施設や諸設備の老朽化が進んでおり、利用者の安全性を確保するために適宜補修を行い、快適に過ごせるよう維持に努める。

2. 事業所対抗野球大会の開催（データヘルス計画対象事業）

2年にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止を余儀なくされたが、加入者の健康促進・体力づくりの場として、また職場の同僚や家族とのコミュニケーションを図り、更には他の企業との交流の場となるよう事業所対抗野球大会を開催する。

3. ウォーキング事業の実施（データヘルス計画対象事業）

健康づくりの機会としてだけでなく、家族や職場の同僚とのコミュニケーションの場として、また日頃のストレス発散の場としてより多くの加入者が参加できる「ウォーキング大会」を開催する。また、気軽に参加できるWEBによるウォーキング大会を実施する。

4. スポーツクラブの利用促進（データヘルス計画対象事業）

運動不足の解消及び体力強化を目的に、体を動かす機会の場としてスポーツクラブ（ルネサンス）と法人契約を継続し、全国にある施設等を利用することにより健康増進及び体力強化の意識を高める。

5. 契約保養所の利用

加入員の憩いの場として「かんぽの宿」と引き続き特別会員契約を締結し、割引料金で利用できるようにする。（一人一泊500円の割引）また、旅行業者「H I S」と契約を締結し国内外のパッケージ旅行を割引価格で利用できるようにする。

6. 東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する共同事業への参加

東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する健康維持・増進等のための共同事業をホームページ等で広報し、加入者の参加を促す。

○東京都総合組合保健施設振興協会

【主な実施事業】

（脳検査事業・保養所共同利用事業・会場を設置し、血管年齢や骨密度測定等を行う健康フェスティバルの開催・一日介護、健康講座の開催等）

○全国社会保険共済会

【主な実施事業】

（子育て支援事業、いきいき終活セミナー事業、葬祭サービス事業、カルチャー講座幹旋事業）

7. 診療所の設置（データヘルス計画対象事業）

被保険者及び被扶養者を対象に、嘱託医による診察を行うとともに必要に応じて専門医療機関を紹介するなど、早期治療により病状の重症化を防ぎ医療費の抑制に努める。また、禁煙希望者に対して禁煙の支援を行う。

なお、嘱託医の判断により投薬が必要な者には投薬治療を行うが、薬剤費については一部負担金を徴収する。

8. MHW登録率対策

今後、健保組合の事業（医療費通知、ジェネリック差額通知、健診結果の参照をはじめ、各種通知、疾病教室の申込み、持続血糖測定機器の貸出し申込の他、インフルエンザ予防接種補助金申請等）はMY HEALTH WEBに切り替えていくこととしており、MHW登録率の向上が、必要不可欠となる。

このため、新規加入時の登録の徹底を行う他、登録促進対策としてのインセンティブ制度等について検討する。

9. オンライン資格確認等システムへの特定健康診査情報の月次登録

特定健康診査の受診者について、受診者自身がマイナポータルにて参照できるよう、月次で組合に到着した健診結果を社会保険診療報酬支払基金へ登録する。

令和4年度 収入支出予算概要表

【健康保険】

基礎数値 平均被保険者数 27,950名 平均標準報酬月額 344,000円 賞与支給率 2.30ヶ月

収入の部	収入額（千円）	備 考
保 険 料	13,572,123	
国 庫 負 担 金	5,789	
調 整 保 険 料	177,643	
繰 越 金	220,000	
国 庫 補 助 金	2,894	
財 政 調 整 事 業 交 付 金	138,647	
雑 収 入	90,276	
そ の 他	23,101	
収 入 合 計	14,230,473	

支出の部	支出額（千円）	備 考
事 務 費	236,910	
保 険 給 付 費	7,297,525	
納 付 金	5,302,000	
保 健 事 業 費	901,208	
財 政 調 整 事 業 拠 出 金	177,643	
そ の 他	166,616	
予 備 費	148,571	
支 出 合 計	14,230,473	

【介護保険】

基礎数値 平均被保険者数 16,380名 平均標準報酬月額 386,400円 賞与支給率 2.31ヶ月

収入の部	収入額（千円）	備 考
保 険 料 収 入	1,630,410	
雑 収 入	32	
収 入 合 計	1,630,442	

支出の部	支出額（千円）	備 考
介 護 納 付 金	1,560,566	
そ の 他	111	
予 備 費	69,765	
支 出 合 計	1,630,442	